

令和元年台風第19号の暴風雨による災害に関する緊急要望

令和元年10月12日から13日にかけて、1都12県に特別警報が発せられた大型の台風第19号は、これまでに経験したことのないような記録的な大雨や暴風をもたらし、北日本から西日本の広範囲にわたり、河川の氾濫や大規模な浸水、土砂崩れなどが起こり、人的被害や、多くの住宅が床上・床下浸水に見舞われるとともに、家屋が倒壊又は損壊する等の建物被害のほか、道路、河川、水道等のライフライン、農林水産業施設や工場、商店などに甚大な被害が発生し、被災地に深刻な影響を及ぼしている。

こうした中、被災地では被災者支援を行うとともに、被災状況の把握と応急的な対応に全力を挙げて取り組んでいるところであるが、被災地の住民が一日も早く日常の生活を取り戻すためには、国による復旧・復興に向けた財政支援など、迅速かつ丁寧な対応が不可欠である。

よって、国においては、被災地の一日も早い復旧・復興に向けた取組みを強化、加速するとともに、次の事項について、既存の制度等にとらわれることなく、迅速かつ万全の措置を講じるよう強く要望する。

記

1 激甚災害の早期指定

今回の災害は、「令和元年八月十三日から九月二十四日までの間の暴風雨及び豪雨による災害」と同様の複数の県にまたがる広域災害であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、激甚災害（本激）として早期に指定し、特別の財政措置を講じること。

2 被災者の生活再建への支援

被災者が安全・安心な生活を取り戻すため、被災者生活再建支援制度の適用を早急に行うとともに、必要となる各種支援制度について十分な財政措置を講じ、適用範囲等については地域間で格差が生じないよう弾力的な運用を行うこと。

3 被災自治体への人的支援

被災地の早期復旧を図るため、国等による被災自治体への支援職員等の派遣措置を講じること。

4 道路・河川・その他公共施設等の早期復旧に向けた支援

道路、河川、その他公共施設等の全面的な早期復旧に向け、財政的・技術的な支援を含め特段の措置を迅速に講じること。

5 災害査定の早期実施と災害復旧事業の推進

災害復旧事業に早期に着手できるよう、公共土木施設、農業用施設等の災害査定を迅速かつ柔軟に対応するとともに、十分な財政措置を講じること。なお、災害復旧事業については、再び災害が発生しないよう改良復旧を積極的に推進すること。

6 農林水産業や商工業の復興に向けた支援

農林水産業及び商工業については、被災により経営に支障をきたした生産者及び事業者に対し、事業の回復に向けて金融支援をはじめとする必要な経営支援策を講じること。

7 災害廃棄物の処理支援

- (1) 大量の災害廃棄物が発生しているため、被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、最終処分場の確保や広域処理体制の整備等を図るとともに、処理費用に対する国の予算を確保すること。
- (2) 災害に伴って発生した漂流・漂着物や海底の堆積物の回収・処理については、農林漁業等に影響がないよう、国の費用負担により、緊急に実施すること。

8 観光産業に対する支援

被災地にある旅館、ホテル及び観光施設は、豪雨による損害に加え、予約のキャンセルも想定される状況にあることから、風評被害防止のための国内外に向けた正確な情報発信を行うとともに、必要な観光支援策を講じること。

9 被災自治体への財政上の配慮等

被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る特別な財政需要について、被災自治体の行財政運営に支障が生じることのないよう、国庫補助負担金や特別交付税をはじめとした地方財政措置による必要かつ十分な財政支援策を講じること。

10 防災意識と防災力向上等の推進

- (1) 被災自治体のレジリエンス（回復力）向上を図るためにも、平時における市民の災害への備え、公務員の防災制度の習得を促進するなど、更なる防災力強化に取り組むこと。
- (2) 発災直後において、被災自治体からの要請を踏まえた、TEC-FORCE等の迅速な派遣及び支援を実施するとともに、災害復旧、復興段階における、国からの継続的な人的・技術的支援による、早期の復旧・復興の実現のための支援を行うことができるよう、平常時からホットラインの確立や必要な人員・資機材等の確保を図るなど、防災・減災のための自治体に対する支援体制の強化を図ること。
- (3) 災害時におけるSNS等の活用や多言語による災害情報の発信など、被災エリアの全ての人々の命を守る行動を支援する仕組みづくりを構築すること。

令和元年10月29日

全国市長会会長

相馬市長 立谷秀清

東北市長会会長

盛岡市長 谷藤裕明